

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2013-163537

(P2013-163537A)

(43) 公開日 平成25年8月22日 (2013. 8. 22)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
B 6 5 D 3/02 (2006.01)	B 6 5 D 3/02 A	3 E 0 6 0
B 6 5 D 5/36 (2006.01)	B 6 5 D 5/36 B	

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号 特願2012-27473 (P2012-27473)
 (22) 出願日 平成24年2月10日 (2012. 2. 10)

(71) 出願人 000106715
 ザ・パック株式会社
 大阪府大阪市東成区東小橋2丁目9番9号
 (74) 代理人 100069903
 弁理士 幸田 全弘
 (72) 発明者 佐口 利克
 東京都渋谷区富ヶ谷2丁目8番4号 ザ・
 パック株式会社内
 Fターム(参考) 3E060 AA03 AB04 BA02 BA08 BC04
 CG12 DA01 DA25 EA06 EA13

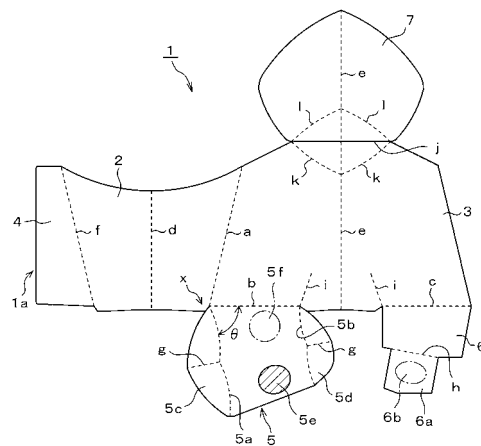
(54) 【発明の名称】 包装用箱

(57) 【要約】

【課題】 部分的な接着によってワンタッチで底面を構成することができること、かつ多様な形状の底面を創出できる包装用箱を提供する。

【解決手段】 箱本体 1 a を構成する任意の側壁の下縁部に、得ようとする包装用箱 1 の形状に対応する底フラップ 5 が折れ線 b を介して延設され、前記底フラップ 5 と接着結合する底フラップ保持片 6 が、前記側壁もしくは他の側壁の下縁部に折れ線 c を介して延設されたもので、前記底フラップ 5 は、左右の縁部に沿って折れ線 5 a を介して箱本体 1 a の側壁下方の内側面と密着する舌片 5 c , 5 d が一体的に付設され、底フラップ保持片 6 は、先端部に折れ線 h を介して貼着片 6 a を有し、前記貼着片 6 a の表裏いずれかの面に接着部 6 b が形成され、前記接着部 6 b を底フラップ 5 の表面の貼着面 5 e 又は 5 f に接着固定することによって、折り畳みが可能で、かつ自立性を有する包装用箱 1 とする。

【選択図】 図 1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

両側縁を接着させて筒状の箱本体を形成するに際し、
前記箱本体を構成する任意の側壁の下縁部に、得ようとする包装用箱の形状に対応する底フラップが折れ線を介して延設され、
前記底フラップと接着結合する底フラップ保持片が、前記側壁もしくは他の側壁の下縁部に折れ線を介して延設されたものであって、
前記底フラップは、左右の縁部に沿って折れ線を介して、前記箱本体の側壁下方の内側面と密着する舌片がそれぞれ付設され、
前記底フラップ保持片は、先端部に折れ線を介して貼着片が付設されるとともに、
前記貼着片の表裏いずれかの面に、接着剤塗布等の手段によって接着部が形成され、
前記接着部を、前記底フラップ表面の所定の貼着面に接着固定することによって、折り畳みが可能で、かつ自立性を有する包装用箱とするよう構成されていること
を特徴とする包装用箱。

10

【請求項 2】

前記底フラップの舌片は、
前記箱本体の側壁下方の内側面と密着するように、前記左右の縁部に沿って形成された折れ線とほぼ直交する折れ線が、各舌片の中央部に形成されていること
を特徴とする請求項 1 に記載の包装用箱。

20

【請求項 3】

前記底フラップ保持片の貼着片は、
当該底フラップ保持片よりも小さな舌片で形成され、その接着部が前記底フラップの貼着面と相対する位置に、折れ線を介して延設されていること
を特徴とする請求項 1 に記載の包装用箱。

【請求項 4】

前記底フラップと底フラップ保持片は、
得られる包装用箱の底部が所要の高さで嵩上げされるよう、前記箱本体の側壁下縁部よりも所要の高さ分だけ上方に折れ線の形成位置が設定されていること
を特徴とする請求項 1 に記載の包装用箱。

30

【請求項 5】

前記包装用箱は、
前記箱本体の上縁部の所要部位に、折れ線を介して開口部を閉止することが可能な蓋フラップが付設されていること
を特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の包装用箱。

【請求項 6】

前記底フラップは、
前記箱本体を構成する背面板の中心部に形成された折れ線を挟んで対称な一方の側縁側に延設され、他方の側縁側に底フラップ保持片が延設されていること
を特徴とする請求項 1 に記載の包装用箱。

40

【請求項 7】

前記底フラップは、
前記箱本体を構成する背面板の下縁部に延設され、前面板の下縁部には前記底フラップ保持片が延設されていること
を特徴とする請求項 1 に記載の包装用箱。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

この発明は、未使用時には折り畳んで保管することができ、使用時には簡単な操作によって自立性を確保することのできる包装用箱に関するものである。

50

【背景技術】

【0002】

鳥の唐揚げやフライドポテトなどのファストフードの販売に際しては、近年、前記ファストフードを収容した状態でのディスプレイを可能とすることも考慮し、搬送や保管時には扁平な状態とし、使用時には自立させることができる紙製の包装用箱が多く使用されるようになっている。

【0003】

かかる包装用箱の一例として、特開平11-91760号公報(特許文献1)を挙げることができる。

この特許文献1に記載の包装箱は、両側縁を接着させた筒状の側壁の外側に延設した相對向する一組の底フラップの先端側同志を接着させ、前記底フラップの一方の中央線上に設けた谷折り線を利用して折畳み、組立てが行えるようにした包装箱において、組み立てた箱の底部に十分な強度を持たせることを目的としている。

【0004】

そのため、特許文献1の包装箱は、

1) 両側縁を接着させた筒状の側壁の外側に延設した、相對向する一組の底フラップの先端側同志を接着させ、底フラップの一方の中央線上に設けた谷折り線を利用して折畳み、組み立てが行えるようにした包装箱において、

2) 各底フラップの基端側の両辺に、山折線を介して舌片を延設し、

3) 前記底フラップの間に位置させて、側壁の外側に細幅の折り返し片をそれぞれ設け

、
4) 底フラップを中央線で谷折させてフラップを立ち上げる際に、相對向する底フラップの左右の基端部同志を結ぶ線に沿って底フラップを屈曲させて、その両側を傾斜させると共に、底フラップの舌片を折り返し片と側壁との間に係合させる構成が採用されている。

【0005】

特許文献2として提示する特開2010-100307号公報には、組み立てた状態で完全な自立性を有するとともに、密閉度の高い底部を有する自立性カートンの提供を目的としたカートンが提案されている。

【0006】

この自立性カートン(以下、包装箱という。)は、

1) 筒状の胴部を構成する前板、後板及び左右の側板のうち、前板と後板の下端に、それぞれ折罫を介して重合部を連設し、

2) 各重合部の下端に、上方に突出する弧状の折罫を介して、その弧状の折罫の突出部における上下巾が、前記側板の左右巾の1/2より稍大でかつ両側端における上下巾が、側板の左右巾の1/2と等しい底板をそれぞれ連設し、

3) 一方の底板の下端に、内横折罫を介して底板と対称な貼合片を連設するとともに、

4) 他方の底板の下端に、貼合片と同寸の内底部を延設し、

5) その底板と内底部とに亘る両側辺に、折罫を介して側板の左右巾の1/2より稍小さい長さで突き出た舌片をそれぞれ連設し、

6) かつ左右の側板の各中央に外縦折罫を設けてなるブランク板からなり、

7) このブランク板の各重合部を内側に折り曲げて、前板及び後板の内面にそれぞれ接着するとともに、貼合片を折り曲げて、その内面を他方の底板の外面に貼着してなることを要旨としている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0007】

【特許文献1】特開平11-91760号公報(請求項1、図1、図3、図5)

【特許文献2】特開2010-100307号公報(請求項1、図2)

10

20

30

40

50

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0008】**

前記特許文献1, 2のいずれの包装箱も、折り線を利用して、折畳みや組立てが可能であって、かつ自立する点において共通するとともに、両包装箱とも相似形の一組の底フラップを有する点でほぼ同一の構成からなるものである。

【0009】

より具体的には、一方の特許文献1の包装箱は、相対向する一組の底フラップの先端側同志を接着させ、側壁の先端部と糊代とを接着させることで、箱の底面のフラップの組立接着するものである。

10

その際、側壁の下端部に連設した折り返し片を、側壁に形成された谷折り線と当接する部分を接着しない限り、折り返し片と側壁とで形成される隙間に緩みが生じるという問題点を有している。

【0010】

さらに、特許文献1の包装箱は、二つの底フラップのうち、中央に谷折り線を設けた底フラップは、組立て時に先端部が反転して他方の底フラップに隠れ、かつ相似形を有する二つの底フラップで、一つの箱の底面を形成するという、きわめて効率の悪い組立て作業と材料の無駄が避けられない。

【0011】

他方の特許文献2に記載の包装箱も、基本的には特許文献1と同様の問題を内包しているものであるが、他にも以下のような問題が存在している。

20

【0012】

すなわち、この包装箱は、筒状の胴部を構成する前板、後板及び左右の側板のうち、前板と後板の下端に、それぞれ折罫を介して重合部を連設し、各重合部の下端に、上方に突出する弧状の折罫を介して、その弧状の折罫の突出部における上下巾が、側板の左右巾の1/2より稍大で、かつ両側端における上下巾が、側板の左右巾の1/2と等しい底板がそれぞれ連設されている。

さらに、一方の底板の下端に、内横折罫を介して底板と対称な貼合片が連設されるとともに、他方の底板の下端に、貼合片と同寸の内底部を延設し、その底板と内底部とに渡る両側辺に、折罫を介して側板の左右巾の1/2より稍小さい長さで突き出た舌片がそれぞれ連設され、前記各重合部を内側に折り曲げて、前板及び後板の内面にそれぞれ接着するとともに、貼合片を折り曲げて、その内面を他方の底板の外面に貼着して包装箱を構成するものである。

30

【0013】

したがって、包装箱の構成自体が必ずしも簡素とは言い得ず、前記重合部は、結果的に包装箱の底を上げ底状としているが、この重合部は箱の強度を保持するためのもので、必要不可欠な構成である。

さらに、包装箱の底面は、実質的にはほぼ相似形の一組の底板で構成するため、材料に無駄が生じるとともに、接着面積が広く、効率的な箱の組立には問題がある。

【0014】

40

この発明はかかる現状に鑑み、部分的な接着によってワンタッチで底面を構成することができること、底フラップから延設された舌片が底部が形成されるにしたがって、包装用箱を構成する側壁下方の内側面に押され、屈曲しながら底フラップと側壁との隙間を埋めることができること、かつ多様な形状の底面を創出することのできることを達成することのできる包装用箱を提供せんとするものである。

【課題を解決するための手段】**【0015】**

前記の目的を達成するため、この発明の包装用箱は、両側縁を接着させて筒状の箱本体を形成するに際し、

50

前記箱本体を構成する任意の側壁の下縁部に、得ようとする包装用箱の形状に対応する底フラップが折れ線を介して延設され、

前記底フラップと接着結合する底フラップ保持片が、前記側壁もしくは他の側壁の下縁部に折れ線を介して延設されたものであって、

前記底フラップは、左右の縁部に沿って折れ線を介して、前記箱本体の側壁下方の内側面と密着する舌片がそれぞれ付設され、

前記底フラップ保持片は、先端部に折れ線を介して貼着片が付設されるとともに、

前記貼着片の表裏いずれかの面に、接着剤塗布等の手段によって接着部が形成され、

前記接着部を、前記底フラップ表面の所定の貼着面に接着固定することによって、折り畳みが可能で、かつ自立性を有する包装用箱とするよう構成されていることを特徴とするものである。

10

【0016】

この発明の請求項2に記載の発明は、

請求項1に記載の包装用箱において、

前記底フラップの舌片は、

前記箱本体の側壁下方の内側面と密着するように、前記左右の縁部に沿って形成された折れ線とほぼ直交する折れ線が、各舌片の中央部に形成されていることを特徴とするものである。

【0017】

この発明の請求項3に記載の発明は、

請求項1に記載の包装用箱において、

前記底フラップ保持片の貼着片は、

当該底フラップ保持片よりも小さな舌片で形成され、その接着部が前記底フラップの貼着面と相対する位置に、折れ線を介して延設されていることを特徴とするものである。

20

【0018】

この発明の請求項4に記載の発明は、

請求項1に記載の包装用箱において、

前記底フラップと底フラップ保持片は、

得られる包装用箱の底部が所要の高さで嵩上げされるよう、前記箱本体の側壁下縁部よりも所要の高さ分だけ上方に折れ線の形成位置が設定されていることを特徴とするものである。

30

【0019】

この発明の請求項5に記載の発明は、

請求項1～4のいずれかに記載の包装用箱において、

前記包装用箱は、

前記箱本体の上縁部の所要部位に、折れ線を介して開口部を閉止することが可能な蓋フラップが付設されていることを特徴とするものである。

【0020】

この発明の請求項6に記載の発明は、

請求項1に記載の包装用箱において、

前記底フラップは、

前記箱本体を構成する背面板の中心部に形成された折れ線を挟んで対称な一方の側縁側に延設され、他方の側縁側に底フラップ保持片が延設されていることを特徴とするものである。

40

【0021】

この発明の請求項7に記載の発明は、

請求項1に記載の包装用箱において、

前記底フラップは、

50

前記箱本体を構成する背面板の下縁部に延設され、前面板の下縁部には前記底フラップ保持片が延設されていることを特徴とするものである。

【発明の効果】

【0022】

この発明の包装用箱は、両側縁を接着させて形成する筒状の箱本体において、任意の側壁の下縁部に、得ようとする包装用箱の形状に対応する形状の底フラップが折れ線を介して延設され、前記底フラップと接着結合する底フラップ保持片が、同一もしくは他の側壁の下縁部に折れ線を介して延設されるとともに、当該底フラップ保持片の先端部に折れ線を介して接着部が形成される貼着片が延設されたもので、前記接着部を前記底フラップ表面の貼着面に接着固定するという簡易な操作によって、任意の形状の包装用箱を得ることができる。

10

【0023】

特に、この発明においては、前記底フラップの先端部を保持する底フラップ保持片の構成をきわめて簡素化することができる。

その結果、底フラップの形状を、三角形、多角形、台形などにすることができるので、得ようとする包装用箱の形状を多様化することが可能で、デザイン化された包装用箱を得ることができる。

【0024】

さらに、前記底フラップと底フラップ保持片との接合接着は、あらかじめその位置が確定されるので、作業効率を大幅に向上させることができ、接合接着の部位が小さくとも確実に両者を接着させることができるので、包装用箱作成のための経費を抑えることが可能となる。

20

【図面の簡単な説明】

【0025】

【図1】この発明にかかる包装用箱の一例を示す展開図である。

【図2】図1に示す包装用箱の折り畳み状態を示す説明図である。

【図3】図1に示す包装用箱の組立て状態の一例を示す斜視図である。

【図4】この発明にかかる包装用箱の他の例を示す展開図である。

【図5】図4に示す包装用箱の正面図である。

【図6】図4に示す包装用箱の底面図である。

【図7】この発明にかかる包装用箱のさらに他の例を示す展開図である。

【図8】図7に示す包装用箱の正面図である。

【図9】図7に示す包装用箱の底面図である。

【発明を実施するための形態】

【0026】

以下、この発明にかかる包装用箱の実施の形態を、添付の図面に基づいて具体的に説明するが、この発明は図示された実施例にのみ限定されるものではなく、発明の要旨を変更しない範囲で種々改良を加えることができる。

30

40

【0027】

この発明の包装用箱は、一枚のブランク板を利用して構成されるもので、左右の側壁の側縁を接着させて筒状の箱本体とし、前記所要の部位の側壁の下縁部に底フラップを、この底フラップの先端部を保持する底フラップ保持片を、前記側壁もしくは他の側壁の下縁部に、折れ線を介して一体的に延設して包装用箱の底部を形成するものである。

【0028】

前記ブランク板は、厚紙や段ボール紙の他、樹脂製のシート材であっても、保形性を有するものであれば使用することができ、その厚みは1mm以下であることが好ましい。

さらに、紙製のブランク板を使用する場合には、水分や油分が外側に漏れないよう内面

50

がコーティング加工されたものが好ましい。

【0029】

図1～3に示す包装用箱1は、上げ底タイプでかつ蓋を有するものである。

この包装用箱1は、上縁部が弧状に切り欠かれ、かつその中心部に上縁部から下縁部に至る垂直な折れ線dが形成された逆台形状の正面板2と、この正面板2の一方の側縁に沿って折れ線aを介して連続的に設けられ、その中心部に下縁部から上縁部に至る垂直な折れ線eが形成された全体が変形五角形状の背面板3と、前記正面板2に折れ線fを介して延設された糊代片4とで箱本体1aの側壁が構成されるものである。

【0030】

前記折れ線eは、前記変形五角形状の背面板3の上縁部に沿って床面と平行な折れ線jを介して延設された蓋フラップ7の先端部に延長されて、前記蓋フラップ7を内側(商品の収納部側)に折曲げ可能にしている。

10

【0031】

前記箱本体1aの底部は、前記背面板3の中心部に形成された垂直な折れ線eを介して対称的に配された一方の側縁(実質的に折れ線a)側の下縁部に延出された底フラップ5と、他方の側縁側の下縁部に延出された底フラップ保持片6とで構成される。

【0032】

前記底フラップ5および底フラップ保持片6は、それぞれ床面と平行な折れ線b, cを介して延出形成されるもので、この折れ線b, cは、箱本体1aの下縁部から、嵩上げしたい高さ分だけ上方に形成される。

20

【0033】

より具体的には、前記底フラップ5は、前記折れ線bと折れ線aの交点xから折れ線bに対して90度以内の傾斜角で一方の側縁5aが延出され、他方の側縁5bは前記側縁5aと平行に形成される。

【0034】

前記各側縁5a, 5bには、それぞれ内側に頂部を有する2つの円弧から形成されているもので、この円弧状の側縁5a, 5bの外側には、それぞれ外周部を円弧状とした舌片5c, 5dが延設されている。

なお、前記各側縁5a, 5bは、この実施例では円弧状としているが、直線状であってもよいものである。

30

【0035】

前記舌片5c, 5dは、包装用箱1を組立てた場合、一方の舌片5cの外側が正面板2を二分する垂直な折れ線dの下方の内側面と、他方の舌片5dの外側が背面板3の折れ線eの下方の内側面とそれぞれ当接し、底面を密封するものである。

そのため、各舌片5c, 5dは、いずれも中心部に前記側縁5a又は5bとほぼ直交する状態で折れ線gが形成され、この折れ線gを山折りすることで前記目的が達成されるよう構成されている。

【0036】

前記底フラップ保持片6は、折れ線hを介して延出する小さな貼着片6aを有し、この貼着片6aが、前記底フラップ5の先端側の表面の貼着面5e(斜線で示す部位)もしくは貼着面5fと当接可能なように構成されたものである。

40

【0037】

前記背面板3には、当該背面板3を左右対称に折り曲げるための鉛直な折れ線eを挟んだ対称位置の下縁部から、それぞれ所要長さの折れ線iが斜め上方に向かって左右対称に形成され、前記舌片5dが円滑に背面板3の折れ線eに沿った下部内側面と当接するよう構成されている。

【0038】

前記蓋フラップ7は、水平な折れ線jを介して背面板3の上縁部に延設される。

そして、前記折れ線jの各端部から前記折れ線eに向けて、前記背面板3側にはV字状の折れ線kが、蓋フラップ7側には緩やかな円弧状の折れ線lがほぼ上下対称となるよう

50

に形成される。

その結果、図3に示すように、折れ線k, lを山折りにすることによって包装用箱1の開口部を閉止し、折れ線k, lを谷折りにすることによって、図示しないが蓋フラップ7を折れ線e側に折り曲げ、開口部を全開できるよう構成されている。

【0039】

かかる構成からなる包装用箱1は、まず、折れ線bに沿って底フラップ5を内側(背面板3の内側面側)に折り曲げる。

しかるのち、前記折れ線cに沿って底フラップ保持板6を内側に折り曲げ、その貼着片6aの表面部に接着剤もしくは両面接着テープなどを使用して接着部6bを形成し、この接着部6bを前記底フラップ5の表面側の貼着面5eに貼着固定する。

その際、前記折れ線hを介して底フラップ保持板6から延設された貼着片6aは、前記底フラップ保持板6と直線状を維持している。

同時に、前記背面板3の折れ線bとcは、同一平面上に位置している。

【0040】

なお、この実施例では、図2に示すように、前記貼着片6aは折れ線hに沿って山折してその表面を接着部6bとし、底フラップ5の表面側の貼着面5eに貼着固定させているが、前記折れ線hに沿って谷折してその裏面を接着部6bとし、前記底フラップ5の表面側の、折れ線b近傍の貼着面5fに貼着固定させても、同様の効果を得ることができる。

【0041】

ついで、前記糊代片4の内側面の全体に接着剤もしくは両面接着テープを貼着し、当該貼着面を前記背面板3の端縁部の表面に貼着固定して、図2に示すような、折り畳んだ状態の包装用箱1を形成する。

【0042】

図2に示す折り畳んだ状態の包装用箱1を組み立てるには、正面板2の折れ線dと背面板3の折れ線eを一方の手で押さえ、内側方向に力を加えながら開口部を拡大させると、底フラップ保持片6が折れ線cに沿って下方側に展開するとともに、この底フラップ保持片6と貼着一体化されている底フラップ5も折れ線bに沿って下方に移動し始める。

【0043】

同時に、前記底フラップ5の各舌片5cおよび5dが、前記底フラップ5の背面板3への取付角度や側縁5a, 5bの形状、さらには折れ線gの作用もあって、それぞれ折れ線d、折れ線eに沿って正面板2、背面板3の内側面と当接しながら上方に持ち上げられ、前記折れ線gと折れ線d、折れ線gと折れ線eが一致し、図3に示すような、底上げされ、かつ底部がほぼ密封された変形五角形状の包装用箱1を得ることができる。

【0044】

図4～図6に示す包装用箱10は、他の実施の形態を示すものである。

この包装用箱10も、一枚のブランク板から構成されるもので、折れ線イ, イを介して左右に側面部を形成するための補助板12, 12が一体的に形成された全体がほぼ方形の背面板11と、上縁部が下方側に円弧状に切り欠かれた補助板14, 14を、それぞれ折れ線ロ, ロを介して一体的に形成された前面板13とが、折れ線ハを介して一体的に連設されている。

さらに、前記前面板13の補助板14の端縁部には、折れ線ニを介して前記補助板12(図4の左側)に貼着固定される糊代片15が一体的に延設されて、箱本体10aの側壁を構成している。

なお、左右の補助板12及び補助板14は、それぞれ対称となるよう構成されている。

【0045】

前記箱本体10aの底部は、前記背面板11の下縁部に床面と平行な折れ線ホを介して延設された逆台形状の底フラップ16と、前記前面板13の下縁部に床面と平行な折れ線チを介して延出された逆台形状の底フラップ保持片18とで構成される。

【0046】

前記箱本体10aの底部を構成する底フラップ保持片18には、折れ線リを介して小さ

10

20

30

40

50

な舌片からなる貼着片 18 a が一体的に延設されている。

さらに、前記底フラップ 16 の左右の側縁には、それぞれ折れ線トを介して左右の側壁下部の内側部と密接する舌片 17, 17 が延設されている。

【0047】

前記底フラップ 16 と底フラップ保持片 18 が前記背面板 11、正面板 13 と接する折れ線ホ、折れ線チは、いずれも完成された包装用箱 10 の底部が所定の高さで嵩上げされるよう、各補助板 12, 14 の下端縁より、嵩上げた高さ分だけ上方に位置させて形成される。

【0048】

さらに、前記背面板 11 の上縁部には、前記折れ線ホと平行な折れ線ヌを介して蓋フラップ 19 が一体的に延設されている。

この蓋フラップ 19 の先端側には、折れ線ルが前記折れ線ヌと平行に形成され、組立てられた包装用箱 10 の開口部を閉止するよう構成されている。

【0049】

かかる構成からなる包装用箱 10 は、前記貼着片 18 a の表面部に、接着剤もしくは両面接着テープなどを塗布ないし接着固定して接着部 18 b を形成し、この接着部 18 b を前記底フラップ 16 の表面側の貼着面 16 a に貼着固定する。

【0050】

ついで、前記糊代片 15 の内面側にも、接着剤もしくは両面接着テープなどを塗布ないし接着固定して接着部を形成し、この接着部を前記補助板 12 (図 4 の左側) の表面部に貼着固定して、図示しないが、前記折れ線ハが正面視で右側に、折れ線ニが同じく左側に位置する、全体が折り畳まれた状態の包装用箱 10 を形成する。

【0051】

なお、この実施例においても、図 1 ~ 図 3 に示す実施例と同様に、前記貼着片 18 a の裏面に接着部 18 b を形成し、当該接着部 18 b を前記折れ線ホ近傍の底フラップ 16 の表面に接着固定してもよい。

【0052】

しかるのち、商品の収容に際し、立体的な包装用箱 10 を形成するには、左右で相対する折れ線ハ、折れ線ニを同時中心方向に力を加えながら開口部を拡大させると、底フラップ保持片 18 が折れ線チに沿って下方側に展開するとともに、この底フラップ保持片 18 と貼着一体化されている底フラップ 16 も折れ線ホに沿って下方に移動し始める。

【0053】

同時に、前記底フラップ 16 の各舌片 17, 17 が、折れ線トなどの作用もあって、それぞれ外側の補助板 12 と補助板 14 で形成される一方の側壁下方の内側面、内側の補助板 12 と補助板 14 とで形成される他方の側壁下方の内側面に沿って上方に持ち上げられて、図 6 に示すような、底部がほぼ密封された変形六角形状の包装用箱 10 を得ることができる。

【0054】

図 7 ~ 図 9 に示す包装用箱 20 は、さらに他の実施の形態を示すものである。

この包装用箱 20 も一枚のブランク板で構成されるものであって、所要の間隔を存して縦方向に平行に形成された折れ線 A, A を介して、左右の側面部を形成するための補助板 22, 22 が一体的に形成された全体がほぼ縦長矩形形状の背面板 21 と、上縁部が下方側に円弧状に切り欠かれた補助板 24, 24 をそれぞれ折れ線 B, B を介して一体的に形成された前面板 23 とが、折れ線 C を介して一体的に連設させ、箱本体 20 a の側壁が構成されている。

【0055】

なお、前記正面板 23 の補助板 24 (図 7 の右側) の端縁部に、折れ線 D を介して前記補助板 22 (図 7 の左側) に貼着固定される、糊代片 25 が一体的に連設されている。

さらに、左右の補助板 22 及び補助板 24 は、それぞれ左右対称となるよう構成されている。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 6 】

前記箱本体 2 0 a の底部は、前記背面板 2 1 の下縁部に床面と平行に形成された折れ線 E を介して延設された鼓状の底フラップ 2 6 と、前記前面板 2 3 の下縁部に同様に折れ線 G を介して延設された、矩形状の底フラップ保持片 2 8 とで構成される。

【 0 0 5 7 】

前記底フラップ 2 6 は、左右の側縁に沿って、それぞれ折れ線 F を介して左右の側壁下方の内側面と密接する舌片 2 7 , 2 7 が延設され、前記底フラップ保持片 2 8 の先端部には、折れ線 H を介して小さな舌片からなる貼着片 2 8 a が一体的に延設されている。

【 0 0 5 8 】

なお、前記底フラップ 2 6 と底フラップ保持片 2 8 が、前記背面板 2 1、前面板 2 3 と接する折れ線 E、折れ線 G は、完成された包装用箱 2 0 の底部が所定の高さで嵩上げされるよう、各補助板 2 2 , 2 4 の下端縁より、嵩上げた高さ分だけ上方に位置させて形成される。

【 0 0 5 9 】

さらに、前記背面板 2 1 の上縁部には、床面に対して平行な折れ線 I を介して蓋フラップ 2 9 が一体的に延設されるとともに、この蓋フラップ 2 9 には折れ線 J , K , L が所要の間隔を存して前記折れ線 I と平行に形成され、組立てられた包装用箱 2 0 の開口部を閉止するよう構成されている。

【 0 0 6 0 】

なお、図中、2 9 a は、蓋フラップ 2 9 の先端部に付設された係止片で、前面板 2 3 に形成された切込み 2 3 a と係合させることで、蓋フラップ 2 9 を閉蓋状態で包装用箱 2 0 に固定することができる。

【 0 0 6 1 】

かかる構成からなる包装用箱 2 0 は、前記貼着片 2 8 a の表面部に接着剤もしくは両面接着テープなどを塗布ないし接着固定して接着部 2 8 b を形成し、この接着部 2 8 b を前記底フラップ 2 6 の表面側の貼着面 2 6 a に貼着固定する。

【 0 0 6 2 】

なお、この実施例においても、前記二つの実施例と同様に、前記貼着片 2 8 a の裏面に接着部 2 8 b を形成し、当該接着部 2 8 b を前記折れ線 E 近傍の底フラップ 2 6 の表面に接着固定してもよい。

【 0 0 6 3 】

ついで、前記糊代片 2 5 の内面側にも、接着剤もしくは両面接着テープなどを塗布ないし接着固定して接着部を形成し、この接着部を前記補助板 2 2 (図 7 の左側) の表面部に貼着固定し、図示しないが、前記折れ線 C が正面視で右側に、折れ線 D が同じく左側に位置する、全体が折り畳まれた状態の箱本体 2 0 a を形成する。

【 0 0 6 4 】

商品の収容に際し、立体的な包装用箱 2 0 を形成するには、左右で相対する折れ線 C と折れ線 D を同時中心方向に力を加えながら開口部を拡大させると、底フラップ保持片 2 8 が折れ線 G に沿って下方側に展開するとともに、この底フラップ保持片 2 8 と貼着一体化されている底フラップ 2 6 も折れ線 E に沿って下方に移動し始める。

【 0 0 6 5 】

同時に、前記底フラップ 2 6 の各舌片 2 7 , 2 7 が、折れ線 F などの作用もあって、それぞれ外側の補助板 2 2 と補助板 2 4 で形成される一方の側面下方の内側面、内側の補助板 2 2 と補助板 2 4 とで形成される他方の側面下方の内側面に沿って上方に持ち上げられて、図 9 に示すような、底部がほぼ密封された変形六角形状の包装用箱 2 0 が得られる。

【 0 0 6 6 】

この発明にかかる包装用箱は、箱本体を構成するいずれかの側壁の下縁部に、得ようとする箱の形状に対応可能な底フラップを、底上げ可能なように折れ線を介して一体的に延設する一方、前記底フラップの表面の所定部位と相対する接着部を有する折曲げ可能な貼着片を延設した底フラップ保持片を、前記側壁もしくは他の側壁に折れ線を介して一体的

10

20

30

40

50

に設けることによって、未使用時には、折り畳んだ状態で保管でき、使用時には、相対して箱の側面部を形成する側面を箱の中心方向に押圧するという操作で、簡単かつ容易に立体的な包装用箱を構成することが可能なものである。

【 0 0 6 7 】

さらに、この発明の包装用箱は、底フラップの形状を任意の形状とし、当該底フラップの形状に対応する側壁部を、背面板と正面板との間に介在させることによって所望の形状の包装用箱を得ることができる。

【 産業上の利用可能性 】

【 0 0 6 8 】

この発明の包装用箱は、未使用時には折り畳んだ状態とし、使用時には左右方向から中心側に押圧するというきわめて簡易な手段で、立体的な形状とすることができるので、ファストフード以外の商品の包装用の箱としても広く使用することが可能なものである。

10

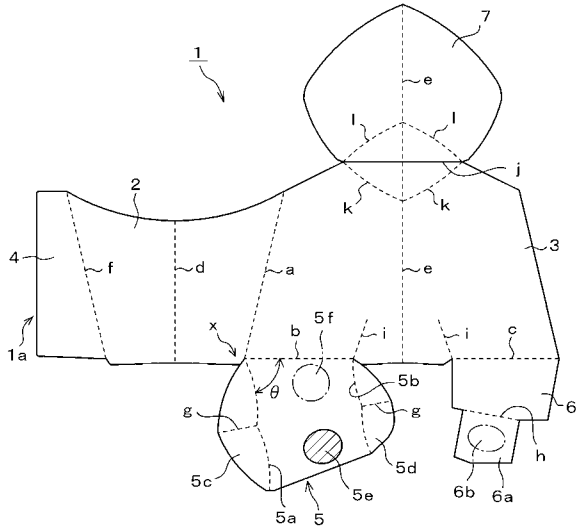
【 符号の説明 】

【 0 0 6 9 】

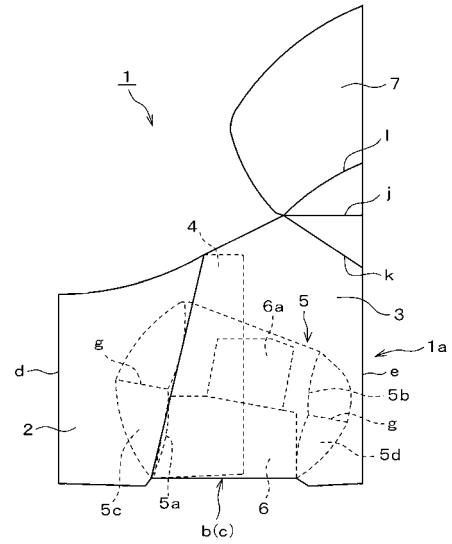
1	包装用箱
2	正面板
3	背面板
4	糊代片
5	底フラップ
5 a , 5 b	底フラップの側縁
5 c , 5 d	底フラップの舌片
5 e , 5 f	貼着面
6	底フラップ保持片
6 a	貼着片
6 b	接着部
a ~ 1	折れ線

20

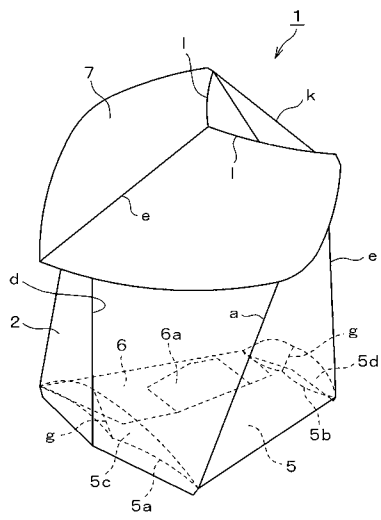
【図1】



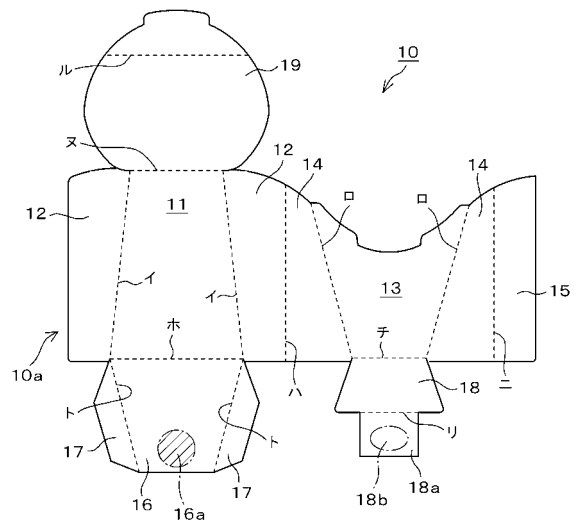
【図2】



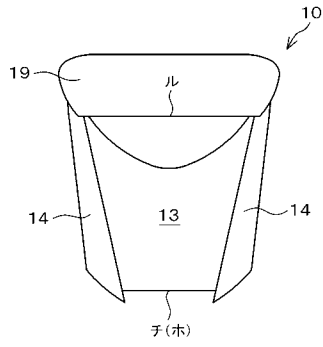
【図3】



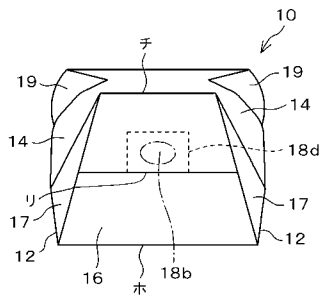
【図4】



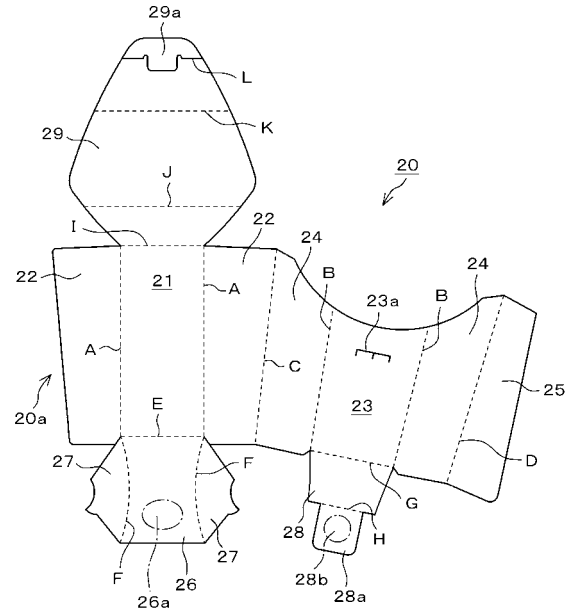
【 図 5 】



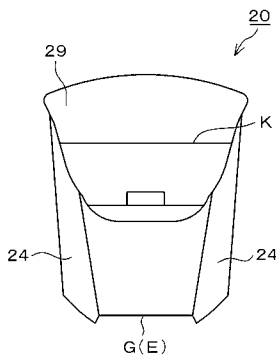
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】

